

|     | 項 目      | 調 整 内 容   |
|-----|----------|---|
|     |          | 2 住宅リフォーム補助金(障害者住宅改修事業)については、稲沢市の制度に統一する。<br>3 福祉タクシー料金助成事業(重度心身障害者タクシー料金助成事業)については、稲沢市の制度に統一する。<br>4 寝具洗濯乾燥クリーニング事業については、中島郡祖父江町の制度に統一する。<br>5 重度心身障害者ガソリン助成事業については、合併時に廃止する。  |
| -10 | 高齢者福祉事業  | 稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある高齢者福祉事業については次のとおり取り扱うものとする。<br>1 敬老祝金については、稲沢市の方式に統一する。<br>2 敬老式並びに金婚式に関しては、稲沢市の方式に統一し、首長の慰問については中島郡祖父江町の方式とする。<br>3 ホームヘルプサービス事業については、現行のとおりとし、手数料に関しては、稲沢市の制度に統一する。<br>4 デイサービス事業については、稲沢市の制度に統一する。<br>5 給食サービス事業については、稲沢市の制度に統一する。<br>6 単身高齢者世帯見回事業については、稲沢市の制度に統一する。<br>7 緊急通報システム事業については、稲沢市の制度に統一する。<br>8 老人クラブへの助成補助については、稲沢市の制度に統一する。<br>なお、組織については、合併後に統合する方向で検討する。  |
| -11 | 児童福祉事業   | 稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある児童福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。<br>1 出産祝い金については、合併時に廃止する。<br>2 子ども会については、連絡協議会への補助は中島郡祖父江町の方式とし、単位子ども会への補助は稲沢市の方式とする。<br>なお、組織については、合併後に統合する方向で検討する。<br>3 母親クラブについては、稲沢市の補助制度とする。<br>4 遺児手当は、支給年齢については中島郡祖父江町の制度とし、金額については稲沢市の制度に統一する。<br>5 母子家庭賃借住宅助成については、合併時に廃止する。<br>6 放課後児童健全育成(放課後児童クラブ)事業については、現行のとおり継続する。<br>ただし、利用料については、平成17年4月から有料化とする。  |
| -12 | 保育事業     | 稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異のある保育事業については、次のとおり取り扱うものとする。<br>1 公立で運営する保育園については、現行のとおりとする。<br>延長保育時間については、登園が一番早く、降園が一番遅い時間に統一する。<br>広域入所については、公私立全園を対象に実施する方向で調整し、委託先及び受託先は現行のとおりとする。<br>乳児保育については、当面現行のとおりとし、新市において実施する園を検討する。<br>2 公立保育園の行事及び検診方法については、稲沢市の制度に統一する。<br>3 特別保育事業については、合併時に稲沢市の制度に統一する。<br>なお、障害児保育については指定園方式とし、一時保育の利用料については稲沢市の制度に統一する。<br>4 公立保育園の給食は、当面現行のとおりとし、調理方式及び賄材料の購入方法については、新市において調整する。<br>また、給食費の無料化については、平成16年度をもって廃止する。<br>5 保育園の入園、退園等の基準、事務手続きは、稲沢市の制度に統一する。<br>なお、保育料は、合併時に弾力徴収率61%(現行の稲沢市の水準並み)に統一する。<br>ただし、中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年度間で統一できるよう弾力徴収率を段階的に引き上げることとし、不均一徴収を実施する。<br>6 子育て支援事業については、稲沢市の制度に統一する。 |
| -13 | 生活保護事業   | 生活保護事業については、新市の福祉事務所において実施するものとする。  |
| -14 | その他の福祉事業 | 稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある制度については、次のとおり取り扱うものとする。<br>1 老人医療助成の受給対象については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。<br>2 乳幼児医療助成については、平成17年4月1日以降、外来は5歳の誕生日の属する年度末までを受給対象とし、一部負担はないものとする。<br>なお、財政状況を考慮し、対象年齢を拡大する方向で検討する。<br>3 母子家庭等医療助成の受給対象については、稲沢市の制度に統一する。<br>4 原子爆弾被爆者健康管理事業については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。<br>5 引揚住宅事業については、当面現行のとおりとする。<br>6 災害見舞金制度については、稲沢市の制度に統一する。<br>7 複合福祉施設「平和らくらくプラザ」については、現行のとおり継続し運営するものとする。   |
| -15 | 健康づくり事業  | 健康づくり事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。<br>1 食生活改善推進事業については、合併時に再編し、新市全域で推進員の養成を図る。<br>2 健康まつりについては、新市において調整し実施する。<br>3 歯の健康センターについては、新市において調整し実施する。<br>4 健康日本21市町村計画については、合併前の各計画を新市に引き継ぎ、内容の調整を図る。<br>5 その他の健康づくりに関する各種事務事業については、稲沢市の制度に統一する。<br>ただし、これにより難しい場合は1市2町の実態に合わせ、新市において調整するものとする。  |

|     | 項 目         | 調 整 内 容  |
|-----|-------------|--|
| -16 | ごみ処理事業      | ごみ処理事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。<br>1 一般廃棄物処理計画については、新市において新たな計画を策定する。<br>なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。<br>2 ごみ分別・収集方法については、稲沢市の制度に統一する。<br>3 ごみ処理に関する補助制度については、稲沢市の制度に統一する。<br>なお、資源再生推進奨励金の集団回収奨励金は8円、分別収集奨励金は5円とする。<br>また、稲沢市のごみ集積場所設置に対する補助制度は、廃止する。<br>4 し尿の収集については、許可方式とし、稲沢市のし尿汲み取りに対する補助制度は、廃止する。   |
| -17 | 環境対策事業      | 環境対策事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。<br>1 環境基本計画については、新市において新たな計画を策定する。<br>なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。<br>2 環境審議会は、合併時に稲沢市の制度に統一し、委員については新たに選任する。<br>3 環境対策に関する各種事務事業については、稲沢市の制度に統一する。<br>ただし、稲沢市の浄化槽清掃費補助事業は廃止する。   |
| -18 | 農林水産業関係事業   | 1 土地改良事業については、新市においても継続する。<br>2 土地改良区の取扱いについては、現行のとおりとする。<br>3 農業振興対策事業については、稲沢市の制度に統一する。<br>4 農政対策事業については、稲沢市の制度に統一する。<br>5 生産調整推進対策事業については、地域の実情を踏まえ、新市において調整を図る。  |
| -19 | 商工・観光関係事業   | 1 商工会議所補助金、商工業振興事業補助金、産業振興補助金は、現行のとおりとする。<br>中小企業相談所補助金は、合併時に稲沢市の制度に統一する。<br>中小企業振興奨励金は、稲沢市の現行3年間の給付を1年間に短縮し、合併時に稲沢市の制度に統一する。<br>商業団体等事業費補助金は、合併時に稲沢市の制度に統一する方向で調整する。ただし、電灯料補助については、新市において調整する。<br>2 各金融制度については、稲沢市の制度に統一する。<br>ただし、中小企業振興融資助成及び利子補給補助については、新市において調整する。<br>3 各種観光イベントについては、新市において検討する。   |
| -20 | 勤労者・消費者関連事業 | 1 勤労者対策については、稲沢市の制度に統一する。<br>2 消費者行政については、稲沢市の事業を継続する。   |
| -21 | 建設関係事業      | 1 都市計画審議会については、合併時に稲沢市に統一する。委員の選出方法については、新市において調整する。<br>2 都市計画区域及び用途地域については、新市移行後も現行のとおりとする。<br>3 各種建設関係事業については、新市建設計画等に基づき計画的に実施するものとする。<br>4 民間木造住宅耐震診断改修費補助事業については、合併時に稲沢市の制度に統一する。<br>5 公営住宅管理事務については、公営住宅法及び地方自治法に基づき現行のとおりとする。<br>6 建築基準法に関する事務については、合併時に稲沢市の制度に統一する。<br>7 現市道・町道については新市に引き継ぐ。なお、道路認定基準については、合併時に稲沢市の基準に統一する。<br>8 占用料については、合併時に稲沢市の制度に統一する。<br>9 稲沢市の実施している材料支給制度及び中島郡平和町の実施している道水路補助制度については、合併時に廃止する。  |
| -22 | 上下水道事業      | 1 水道事業<br>現行のとおり新市に引き継ぐ。<br>2 下水道事業<br>(1) 公共下水道事業計画については、合併後に新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは現計画を新市に引き継ぐ。<br>(2) 公共下水道事業の受益者負担金の額については、現行のとおりとする。なお、合併後の新規負担金の額の決定については、新市において調整する。<br>(3) 下水道使用料については、合併時に新単価を設定する。<br>(4) 農業集落排水事業実施中及び完了地区の受益者分担金の額については現行のとおりとし、合併後に新たに事業が実施される地区については、稲沢市の例による額とする。<br>(5) 農業集落排水事業の排水施設使用料については、現行のとおりとする。<br>(6) コミュニティプラント事業の受益者分担金及び使用料については、現行のとおりとする。<br>(7) コミュニティプラント事業の施設維持管理については、合併後に新市において調整する。<br>(8) 水洗便所改造資金の利子補給については、合併時に中島郡祖父江町の制度に統一する。<br>(9) その他の事務事業については、稲沢市の制度に統一する。 |